

## 公益財団法人日本セーリング連盟通報相談窓口利用案内

### 1. 目的

スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは国民の権利であることがスポーツ基本法にも明記されている。公益財団法人日本セーリング連盟（以下、連盟という。）では、スポーツを行う者の権利利益を保護し、公正な環境の下でスポーツに親しむ機会を確保するために、連盟通報相談窓口を設置し、スポーツの場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正、再発の防止に努め、もってスポーツの真の健全な発展を図ることを目的とする。

### 2. 通報相談窓口の利用者

通報相談窓口の利用者（以下、単に「利用者」という）は、連盟会員、連盟並びに連盟加盟団体、連盟特別加盟団体、連盟加盟のクラブ等の団体（以下、「連盟加盟団体等」という。）の役職員及び、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなってから2年を経過しない者とする。

### 3. 通報相談窓口

通報相談窓口を以下のとおり設置し、スポーツの場における不当な行為等に関する相談に応じる。

#### (1) 連盟事務局

住所：〒150-8050 渋谷区神南 1-1-1 岸記念体育会館内  
電話番号：03-3481-2357（電話対応時間：平日10時～18時 時間外は留守番電話）  
FAX：03-3481-0414  
メール：head@jsaf.or.jp

#### (2) 山本隆法律事務所 山本 隆（やまもと たかし）弁護士

住所：〒105-0001 東京都港区虎ノ門3丁目18番16号 MIビル4階  
電話番号：03-3435-0971（電話対応時間：平日10時～18時 時間外は留守番電話）  
FAX：03-3435-0982  
メール：takashi.ryu.yamamoto@nifty.ne.jp

### 4. 通報相談窓口では対応出来ない事項

- (1) 係争中のもの
- (2) 連盟、連盟加盟団体、連盟特別加盟団体以外での活動に起因するもので、連盟、連盟加盟団体等が第三者的な立場となるもの
- (3) 被通報者が、学校等教育機関内のもの

### 5. 相談事項への対応

- (1) 利用者からの相談事項を受理した窓口は、事案内容を分析し、連盟の以下の機関等（以下、単に「調査機関」という）に事実の調査をさせることができる。

倫理委員会  
コンプライアンス委員会  
最高審判委員会  
総務委員会  
事務局  
山本隆法律事務所

- (2) 利用者からの相談事項を受理した窓口は、当該事案内容について、連盟の機関等に事実の調査をさせることが不相当であるときは、理事会の決議によって設置する外部の第三者による委員会（以下、単に「第三者委員会」という）にその調査をさせることができる。

## 6. 通報対象事項の事実調査

- (1) 調査機関もしくは第三者委員会は、事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、利用者のプライバシーに十分配慮した上、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。
- (2) 前項による調査中は、調査の進捗状況について、適宜、利用者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮し、利用者に通知する。
- (3) 調査結果は、可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく利用者に通知する。

## 7. その他

上記の他、通報時相談窓口の利用にあたっては、「連盟通報時相談処理規程」に基づく。

# 公益財団法人日本セーリング連盟

## 通報相談処理規程

### 第1条(目的)

この規程は、公益財団法人日本セーリング連盟(以下、連盟という。)定款第3条及び第4条に規定する目的、事業の遂行のため、スポーツを行う者の権利利益を保護し、公正な環境の下でスポーツに親しむ機会を確保し、スポーツの場における暴力行為を含むパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、その他の組織的または個人的な不当な行為等の早期発見と是正及び再発の防止に努めることを目的とする。

### 第2条(通報相談窓口)

連盟は、不当行為等の通報相談を受け付けるため、通報相談窓口を設置する。

#### 2 通報相談窓口は、以下の2つとする。

(1) 連盟事務局

(2) 所定の法律事務所

#### 3 通報相談窓口を利用する者(以下、単に「利用者」という)は、前項記載の通報相談窓口を自由に選択して利用することができる。

### 第3条(利用方法)

通報相談窓口の利用方法は、電話、FAX、電子メール、書面、面談とする。

#### 2 連盟は、通報相談窓口の連絡先をホームページ等に掲載する等し、その周知徹底を図るものとする。

#### 3 通報相談窓口では、利用者の秘密保持に配慮の上、利用者の氏名、連絡先、通報相談内容を把握するとともに、利用者に対する不利益な取扱いがなされないよう取り進めることを説明する。

#### 4 利用者は、通報相談内容に係る事実について、行為者の氏名及び行為の事実を明らかにし、事実が確実にあると信じるに足りる相当な根拠を示して行うよう努めなければならない。

#### 5 通報相談窓口に対する通報等が匿名であっても、通報相談内容等が事実であると信じるに足りる相当な根拠が示される場合については、通報等に準じて調査の実施及び調査結果に基づく措置を講じる。

#### 6 通報相談窓口は、利用者の連絡先が確保出来ないこと等によって、本規程に定める事実関係の調査、その他の責務を遂げること著しい支障を来たす場合には、その責務を免除されるものとする。

### 第4条(利用者)

利用者は、連盟会員、連盟ならびに連盟加盟団体、連盟特別加盟団体、連盟加盟のクラブ等の団体(以下、「連盟加盟団体等」という。)の役員及び、これらのいずれかに該当した者で、その地位・身分でなくなつてから2年を経過しない者とする。

### 第5条(対応事項)

通報相談窓口に対応する事項は、連盟(連盟役員並びに連盟の事業に従事するその他の者を含む。)及び連盟加盟団体等についての法令違反、またはそれに準じる反社会的行為とする。但し、個人の職務外の法令違反等の行為並びに、私怨、誹謗中傷、不平不満に関するものは除く。

#### 2 前項による反社会的行為には、暴力行為(直接的暴力、暴言、脅迫、威圧等)を含み、パワーハラスメント、セクシャルハラスメントをも含む。

#### 3 連盟加盟団体等に通報窓口等が設置されており、十分に対応出来る案件と判断される場合及び、検討の結果、連盟として事実調査に取り組まないと判断した場合は、その旨理由を付して利用者に対応する。

#### 4 前項により、連盟加盟団体等に対応を求めた場合は、連盟は当該加盟団体等に対して、その結果報告を求める。

#### 第6条（調査機関）

利用者からの相談事項を受理した窓口は、事案内容を分析し、連盟の以下の機関等（以下、単に「調査機関」という）に事実の調査をさせることができる。

倫理委員会  
コンプライアンス委員会  
最高審判委員会  
総務委員会  
事務局  
所定の法律事務所

- 2 利用者からの相談事項を受理した窓口は、当該事案内容について、連盟の機関等に事実の調査をさせることが不適当であるときは、理事会の決議によって設置する外部の第三者による委員会（以下、単に「第三者委員会」という）にその調査をさせることができる。

#### 第7条（秘密の保持）

利用者からの相談事項を受理した窓口は、通報等に関する事実並びに通報者の個人情報を秘密として厳正に管理する。

- 2 通報相談窓口寄せられた通報対象事項の事実調査に携わる調査機関もしくは第三者委員会は、善良な管理者の注意をもって、通報等に関する事実を秘密として厳正に管理保持する。
- 3 通報相談窓口寄せられた全ての通報対象事項は、原則として、会長、副会長、専務理事、常務理事、総務委員長のみが把握する。但し、特別の事情があるときはこの限りではない。

#### 第8条（事実の調査）

通報相談窓口から連絡を受けた連盟の機関等は、事実調査にあたり、利用者の秘密を守り、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

- 2 前項による調査中は、調査の進捗状況について適宜、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、利用者へ通知するとともに、調査結果についても、可及的速やかに取りまとめ、遅滞なく通知する。

#### 第9条（調査機関への協力）

連盟は、通報等された事項の事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査機関もしくは第三者委員会に協力しなければならない。

- 2 連盟は、通報等された事項の事実関係の調査に際して連盟加盟団体等への協力が求められた場合には、当該連盟加盟団体等に対し調査機関等への協力を要請する。

#### 第10条（報告等）

調査機関もしくは第三者委員会は、調査の結果、不当行為等が明らかになった場合には、理事会に報告する。

- 2 連盟は、前項による調査結果を受け必要と認められた場合には、理事会等での審議を経て、速やかに相当な是正措置その他適切な措置及び再発防止対策を講じる。
- 3 連盟は、是正措置完了後、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮の上、速やかに利用者に対し、是正結果を遅滞なく通知する。

#### 第11条（不利益取扱いの禁止）

連盟は、利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

- 2 連盟は、利用者が通報相談窓口を利用したことを理由として、不利益に取扱われないように適切な措置を執り、もしくは連盟加盟団体等にこれを取らせるものとする。
- 3 連盟は、利用者に不利益な取扱いや嫌がらせ等を行なった者が居た場合は、連盟所定の規則に従って相当な処分を行うことができる。

#### 第12条(個人情報の保護)

連盟及び本規程に定める業務に携わる者は、通報相談窓口寄せられた内容及び調査で得られた個人情報を正当な理由なく開示してはならない。但し、規程に基づく各種措置を講ずるにあたり、必要最小限の範囲で開示しなければならない場合については、この限りではない。

- 2 連盟は、正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、連盟所定の規則に従って相当な処分を科すことができる。

#### 第13条(再発防止策)

連盟は、通報等処理終了後、再発していないか、是正措置及び再発防止対策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、通報相談窓口の仕組みの改善や、新たな是正措置及び再発防止策を講じることに努めるものとする。

- 2 連盟は、利用者に対し、利用したことを理由として不利益な取扱いや嫌がらせが行われていないかを確認する等、利用者保護に係る十分なフォローアップに努めるものとする。

#### 第14条(公表)

連盟は、通報相談窓口の利用について、調査の結果、通報等対象事項に事実があり措置を執った時は、利用者及び被通報者や当該調査に協力した者等の秘密保持に十分に配慮しつつ、当該通報等の内容、調査の結果及び措置の内容について公表するものとする。

#### 第15条(規程の改廃)

本規程は、理事会の決議により変更することが出来る。

附則 本規程は、平成25年 6月15日から施行する。